

会津産学コンソーシアム連携促進活動補助金交付要領

第1条（事業の目的）

この要領は、会津産学コンソーシアム規約第4条に掲げる事業のうち、下記第2条に規定する事業に要する経費を補助することにより、各会員の活動及び会員間の連携を促進し、もって本コンソーシアムの活性化を図ることを目的とする。

第2条（補助対象事業）

次に掲げる活動に要する経費を、予算の範囲内で補助対象とする。

- 1 最新ソリューション見学会
事務局が指定する見学会への参加経費
- 2 先端ICT情報収集活動
県外で開催されるシンポジウム、セミナー、視察等への参加経費
- 3 A O I 会議推進活動
複数の会員が連携して開催するA O I 会議に係る経費（講師謝金、旅費等を対象とし、食糧費を除く）

第3条（補助金の上限）

補助金の上限額は、1会員あたり、一会計年度9万円とする。

第4条（補助金の申請）

補助金を申請する会員（以下「申請会員」という。）は、活動申請書（様式第1号）に概要が分かる資料（要項、チラシ等）を添付し、実施日の1週間前までに会長へ提出する。

ただし、第2条第1項に定めるものについては、別途通知するところによる。

第5条（補助金の交付決定）

会長は、活動申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、申請会員に通知する。

第6条（活動報告書の提出）

申請会員は、第2条第1項に該当する場合を除き、活動実施後、2週間以内に活動報告書（様式第2号）を提出する。

また、この活動報告書は、原則として、他の会員と共有するものとする。

第7条（補助金の振込）

会長は、活動報告書が提出されてから2週間以内に申請会員の企業口座に振り込む。

附 則

- 1 この要領は、2018年6月21日から施行する。